

地域密着型通所介護・第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス） 重要事項説明書

（ 令和6年6月1日現在 ）

株式会社はまりハが運営するはまりハDayスタジオ青葉の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、そのご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

また、サービスの実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとします。

1. 事業所の概要

- (1) 法人名 株式会社 はまりハ
- (2) 事業所名 はまりハDayスタジオ青葉
(指定事業所番号1493700528 横浜市)
- (3) 所在地 〒227-0043
横浜市青葉区藤が丘2丁目1番7号
電話 045-532-8607
- (4) 代表者 臼居 優
管理者 岡 久美子
- (5) サービス提供地域

青葉区	青葉台1丁目～2丁目、あかね台1丁目～2丁目、あざみ野1丁目～4丁目、あざみ野南1丁目～4丁目、市ヶ尾町、梅が丘、荏田北1丁目～3丁目、荏田町、荏田西1丁目～5丁目、榎が丘、大場町、恩田町、柿の木台、桂台1丁目～2丁目、鴨志田町、鉄町、黒須田、桜台、さつきが丘、寺家町、下谷本町、しらとり台、すみよし台、たちばな台1丁目～2丁目、田奈町、千草台、つつじが丘、成合町、藤が丘1丁目～2丁目、松風台、みすずが丘、みたけ台、もえぎ野、もみの木台、若草台
緑区	いぶき野、小山町、北八朔町、十日市場町、長津田1丁目～4丁目、西八朔町
都筑区	荏田南1丁目～5丁目、大丸、川和町、川和台、葛が谷、高山、富士見ヶ丘、見花山
※旭区	若葉台1丁目～4丁目

上記地域以外でも利用者等と協議の上、受入を行う場合があります。

- (5) 事業概要 平成29年10月1日開所
 - ①地域密着型通所介護
 - ②第1号通所介護（横浜市通所介護相当サービス）
- (6) 併設サービス
訪問看護、介護予防訪問看護

2 営業日及び営業時間

(1) 営業日

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	○	○	○	○	×	×	○

※年末年始（12月30日～1月3日）は、お休みします。

(2) 営業時間 8：00～17：00

(3) サービス提供時間 9：00～12：00、13：30～16：30

3. 事業所の職員体制

	管理者		生活相談員		看護職員		介護職員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤	—	1名	1名	—	—	—	—	1名
非常勤	—	—	—	—	—	3名	—	2名
	機能訓練指導員							
	専従	兼務						
常勤	1名	2名						
非常勤	—	—						

- ① 管理者 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- ② 生活相談員 生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画、第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書（以下、地域密着型通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。
- ③ 機能訓練指導員 機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
- ④ 介護職員 介護職員は、地域密着型通所介護等の業務に当たる。
- ⑤ 看護職員 看護職員は、健康管理の業務に当たる。

4. 施設概要

定員	1単位目18名、 2単位目18名	機能訓練室	67.03 m ²
相談室	6.66 m ²	送迎車	5台
浴室	一般浴		
静養室	5.00 m ²		

5. サービスの内容

- (1) 指定地域密着型通所介護・第1号通所介護（横浜市通所介護相当サービス）は、株式会社はまりハが管理運営する施設に通って、当該施設において、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他、ご利用者に必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、ご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すサービスです。
- (2) 事業者は、居宅介護支援事業者から毎月提出される居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って通所介護サービスを提供します。
- (3) サービスにあたっては「地域密着型通所介護計画等」に沿って計画的に提供します。
- (4) サービスの詳細は、次の通りです。
- ① 送迎 事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
 - ② 入浴 一般浴
 - ③ 機能訓練 地域密着型通所介護計画等に基づき、機能訓練を行います。
 - ④ 趣味・生きがい活動 計画的に集団的レクリエーションや手工芸、創作活動などを行います。
 - ⑤ その他介護サービス 身体介助など必要に応じて行います。
 - ⑥ 生活相談 ご利用者や家族からの介護に関する相談を受け付けます。

6. サービス提供の記録

- (1) 事業者は、利用者の通所介護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

7. 利用料金

(1) 地域密着型通所介護費

	1日当たりの単位数	1日当たりの利用者負担額（1割）	1日当たりの利用者負担額（2割）	1日当たりの利用者負担額（3割）
3時間以上 4時間未満	要介護度1（416単位）	446円	892円	1,338円
	要介護度2（478単位）	512円	1,024円	1,536円
	要介護度3（540単位）	579円	1,158円	1,737円
	要介護度4（600単位）	643円	1,286円	1,929円
	要介護度5（663単位）	710円	1,420円	2,130円

【加算サービス】

加算項目	1日当たりの単位数	1日当たりの利用者負担額（1割）	1日当たりの利用者負担額（2割）	1日当たりの利用者負担額（3割）
入浴介助加算（I）	40 単位	43 円	86 円	129 円
個別機能訓練加算（I）口	76 単位	81 円	162 円	243 円
口腔機能向上加算（I）	150 単位 ※1 月に 2 回を限度として 1 回につき	161 円	322 円	483 円
科学的介護推進体制加算	40 単位 ※1 月につき	43 円	86 円	129 円
介護職員処遇改善加算Ⅳ	1 月の利用単位数の 6.4% が加算されます			

※1日当たりの利用者負担額の上記金額は、1日当たりの単位数に地区ごと、サービス種類との1単位の単価（その他（地区別単価）の10.72円）を乗じた金額の1割と2割と3割を記載しています。

（2）横浜市通所介護相当サービス費

		単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）
横浜市 通所介護 相当 サービス	週1回 程度	1,798単位（1月につき）	1,928円	3,856円	5784円
		59単位（1日につき）	63円	126円	189円
	週2回 程度	3,621単位（1月につき）	3,881円	7762円	11643円
		119単位（1日につき）	128円	256円	384円

【加算サービス】

加算項目	1月当たりの単位数	1月当たりの利用者負担額（1割）	1月当たりの利用者負担額（2割）	1月当たりの利用者負担額（3割）
口腔機能向上加算Ⅰ	150 単位	161 円	322 円	483 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	43 円	86 円	129 円
介護職員処遇改善加算Ⅳ	1 月の利用単位数の 6.4% が加算されます			

※1月当たり（1日当たり）の利用者負担額の上記金額は、1月当たり（1日当たり）の単位数に地区ごと、サービス種類との1単位の単価（その他（地区別単価）の10.72円）を乗じた金額の1割と2割と3割を記載しています。

(3) その他 おむつ代 (100円)、パット代 (50円)、教養娯楽費等は自己負担となります。
通常の実施地域を越えて行う交通費は、通常の実施地域を超えた地点から片道1kmあたり100円の費用の負担となります。

サービス提供記録の複写にかかる費用については1枚10円となります。

(4) サービスの中止 (キャンセル)

ご利用者は、事業者に対してサービス提供日の前日の午後5時までに通知することによりサービスの利用を中止することができます。

(5) 支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので請求月の末日までに、事業所の指定する方法でお支払ください。

8. サービスの利用開始

まずは、お電話等でご連絡ください。当事業所の職員がお伺いいたします。地域密着型通所介護計画等の作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

9. サービスの終了

契約期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができず、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から解約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照ください)
- ⑥事業者から契約解除の申し出た場合 (詳細は以下をご参照ください)

(1) ご利用者から解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事業を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 本契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. 運営方針

事業所の従業者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴・排泄・食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。事業の実施にあたっては、関係市、地域の保健・医療福祉との綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとします。

11. 職員研修

通所介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとします。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年6回

12. 秘密保持及び個人情報について

事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を正当な利用なく第三者には漏洩しません。契約終了後も継続します。

ただし、ご利用者に係るサービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者又はその家族等の同意を、ご利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治の医師、救急隊、親族、指定居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

14. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携対策を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

15. サービス提供責任者／ご相談窓口・苦情対応

- (1) サービス提供責任者は次の通りです。サービスについてご相談や苦情がある場合にはどんなことでもお寄せ下さい。

氏名：岡 久美子 連絡先045-532-8607

公的機関においても、次の機関にてお問い合わせ、苦情の申し立て等ができます。

青葉区 高齢・障害支援課：045-978-2479

都筑区 高齢・障害支援課：045-948-2313

緑区 高齢・障害支援課：045-930-2315

旭区 高齢・障害支援課：045-954-6061

横浜市介護事業指導課：045-671-3461

【神奈川県庁】

介護保険課：045-210-4965

高齢者保険課：045-210-4738

神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）：045-329-3447

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	
	②. なし		

17. 損害賠償と事故の対応

事業者はサービスの提供にあたって、安全に行うよう十分に注意し、事故防止に努めます。

万が一、利用者やご家族にけがをさせたり、財産を破損した場合には速やかに応急手当をし、損害を賠償いたします。

ただし、ご利用者自らの責に帰すべき事由による場合には、この限りではありません。

サービス契約にあたり上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】横浜市青葉区藤が丘二丁目1番7号

株式会社 はまりハ
代表取締役 臼居 優

【事業所】横浜市青葉区藤が丘二丁目1番7号
はまりハDayスタジオ青葉

説明者 岡 久美子

サービス契約にあたり上記のとおり説明を受け同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】住所 横浜市青葉区荏田町 428-6
まつざわビル 202

氏名

【代理人】私は、本人に代わり上記署名を行いました。

住所

氏名

(続柄)

